

平成24年 教育委員会第14回定例会 会議録

日 時 平成24年 8 月28日（火） 午後 3 時03分～午後 4 時45分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 『議案第27号』平成25年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択
- (2) 『議案第28号』平成25年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校前期課程教科用図書採択

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

【指導課】

- (1) 平成25年度使用 特別支援学級教科用図書採択
- (2) 平成25年度使用 九段中等教育学校後期課程教科用図書採択

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成25年度子ども・教育部予算編成方針（案）
- (2) 移動教育委員会（9/11）

【子ども支援課】

- (1) 千代田区児童手当等事務処理規則の全部改正について
- (2) 千代田区児童育成手当条例施行規則の一部改正について
- (3) 千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正について

【指導課】

- (1) 緊急いじめの調査結果
- (2) 音楽鑑賞教室の開催

【図書・文化資源課】

- (1) 平成23年度 区立図書館運営評価について

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 中央教育審議会教育振興基本計画部会に係るご意見等の募集について
- (2) 「九段中等教育学校連絡橋の設置」反対に関する要望書について

追加日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 『議案第29号』平成25年度使用 特別支援学級教科用図書採択

(2) 『議案第30号』平成25年度使用 九段中等教育学校後期課程教科用図書採択

出席委員（5名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	近藤 明義
教育委員	市川 正
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員（13名）

子ども・教育部長	高山 三郎
次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	木村 博子
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明
指導課長	佐藤 興二
図書・文化資源課長	柳 晃一
統括指導主事	諸角 哲男
九段中等教育学校 校長	倉田 朋保
九段中等教育学校 副校長	牧野 敦

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	鶴田 優子

中川委員長

それでは、本日の教育委員会第14回定例会を始めます。
開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。
ただいまから、平成24年度教育委員会第14回定例会を開催します。
本日、平井学務課長は所用のため遅参します。
今回の署名委員は、古川委員にお願いいたします。

◎日程第1 議案
指導課

- (1) 『議案第27号』平成25年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択
(2) 『議案第28号』平成25年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校前期課程教科用図書採択

中川委員長 それでは、日程第1、議案に入ります。
指導課から、『議案第27号』平成25年度使用、千代田区立小学校教科用図書の採択について、説明をお願いいたします。

指導課長 それでは、説明申し上げます。
この議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づきまして、区立小学校の教科用図書を採択する必要があるためでございます。
平成25年度に使用する小学校の教科用図書につきましては、法令の規定により、採択内年度に採択したものと同一のものを採択するということになっております。そこで、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされております。議案27号に示されているとおりでございます。政令で定める期間は、同法施行令第14条で、4年と定められております。小学校におきましては、平成22年度に採択替えを行っておりますので、平成26年度まで同一教科用図書をこの教育委員会で採択することになっております。議案は、採択年度に採択したものと同一の採択方法の教科用図書の一覧となっております。ご確認をいただき、ご審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

中川委員長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

近藤委員 指導課長のご説明があったものを素直に聞きますと、2年目、3年目、4年目と、わざわざここで、採択自体必要なんですか。

指導課長 はい。基本的には、法的には教育委員会が毎年度採択をするという法律の条文になっております。こちらの解釈といたしましては、毎年度採択をしていただくということで、今回、議案を上げさせていただいております。

近藤委員 わかりました。

中川委員長 よろしいですか。
ほかにございませんか。
(「なし」の声あり)

中川委員長 それでは、特にないようですので、議案27号について採決します。
賛成の方は挙手をお願いいたします。
(賛成者挙手)

中川委員長 賛成、全員ですので、決定することとします。
次に、『議案28号』平成25年度使用、中学校・中等教育学校前期課程教科用図書採択について、指導課長より説明願います。

指導課長 この議案につきましても、小学校同様で、義務教育諸学校の教科用図書の

無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づきまして、中学校・中等教育学校前期課程の教科用図書を採択する必要があるためでございます。

小学校と同様で、採択替え年度に採択したものと同一のものを採択する、さらに政令に定められておりますとおり、4年間同じものを使うものでございます。

議案28号にございますとおりにお示ししておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、先ほどの、毎年ということに関連して補足を申し上げます。23区内で申し上げますと、約半分の区がやはり採択をされているというような状況でございます。それぞれ解釈は違うかとは思いますが、千代田区としては毎年この教育委員会で採択をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

中川委員長 それでは、ご意見、ご質問等がありましたらどうぞ。
よろしいですね。

(「なし」の声あり)

中川委員長 それでは、特にないようですので、議案28号について採決します。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中川委員長 全員賛成につき決定いたします。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

指導課

(1) 平成25年度使用 特別支援学級教科用図書採択

(2) 平成25年度使用 九段中等教育学校後期課程教科用図書採択

中川委員長 それでは、日程第2、協議に入ります。

協議は3件ありますが、初めに、千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例について、条例案件は子ども総務課扱いとなっておりますが、詳細については、事業所管課である子ども支援課長よりご説明いただきます。

子ども支援課長 それでは、千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、改正理由でございますけれども、千代田幼稚園における長時間保育等の実施に伴い、保育料等についてこども園の例によるといったところでございます。

改正内容については、現行は入園料1,000円が、改正案では0円になります。保育料につきましては、1カ月につき4,000円で定額でございましたが、改正後は、前年の所得に応じて、短時間保育については0から5,500円、長時間保育については0から10,900円といったところです。預かり保育

料につきましては、従前と同じ2時間につき200円、ただし括弧書きの、1日につき600円を限度とする上限を削除するものでございます。

施行期日については、平成25年4月1日からです。

新旧対照表ですが、3条の2項のアンダーラインのところですが、昌平幼稚園にプラスして、千代田幼稚園を加えたものでございます。

附則については、施行期日、平成25年の4月1日です。

あと、経過措置としましては、4月1日以前に行われる入園等の手続に、この条例が適用されるといった文言が入っております。

改正の条例文については、次のページになります。

「千代田保・幼・少連携施設について」といった、この一体施設の概要がついております。大きなところは、千代田幼稚園は、幼稚園認可を堅持しつつ、長時間保育課程を新設する、全園児に給食を提供する、あと、この幼稚園に3歳未満児の保育機能の新設といったところです。内容については、今年度から設置されました昌平幼保一体施設と同様でございます。

説明は以上でございます。

中川委員長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

中川委員長 では、特にないようですので、この件につきましては、次回の教育委員会に議案として提出し、決定することといたします。

次に、平成25年度使用、特別支援学級教科用図書の選定について、指導課長より説明いただきます。

指導課長 特別支援学級で使用する教科書の選定ということで、千代田小学校並びに麴町中学校に設置されている特別支援学級で来年度使用する教科用図書の選定について、ご協議をいただきます。

特別支援学級の教科用図書の採択につきましては、特別支援学級の子どもの状況はさまざまに変化いたしますので、毎年度、採択をお願いしているところでございます。特別支援学級の教科用図書につきましては、子どもたちの個別指導計画に基づき、設置校の校長が選定をいたします。詳しくは、統括指導主事からご報告を申し上げますが、それをお聞きいただいた後、ご協議、ご検討をいただければと思います。よろしくお願ひします。

統括指導主事 それでは、ご説明させていただきます。

資料としまして、「平成25年度使用 特別支援学級用教科用図書選定」という資料をご覧ください。

まず、特別支援学級用の教科用図書の採択の制度につきまして説明を申し上げます。

14ページの資料3「平成25年度使用特別支援学級教科用図書採択について」という資料をご覧ください。

まず、1の「採択の方法」ですが、特別支援学級の教科用図書につきましては、原則として、通常の学級において使用する教科書を使用することとな

ります。また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択することに当たっては、特別支援学級設置校の校長からの申請によるものとなっております。

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書につきましては、中段の3、採択の原則をご覧ください。ここにあるように、特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力や特性から判断し、教科により当該学年の検定教科書を使用することが適当でない場合、これにかわる適切な一般図書を使用することができるという定めが、学校教育法附則第9条にあります。

このことから、特別支援学級用の一般図書を、一般的には「第9条本」というような言い方をしております。この第9条本でございますが、下の米印のところがございますように、東京都教育委員会が調査し、特別支援教育教科書として用いる観点から選定された図書ということになります。

この後、ご説明させていただく特別支援学級設置校の校長からの選定結果として申請のありました一般図書は、すべて東京都教育委員会が調査し、選定した図書の中から選ばれたということになります。

それでは、資料の3ページをご覧ください。資料1になります。

ただいま申し上げた採択の原則等に従って、千代田小学校長からは、7月18日付、24千千小発第41号文書、裏面をご覧ください。麴町中学校からは、7月10日付、24千麴中発第45号文書をもちまして、選定結果が事務局に届けられております。その結果をまとめたものが、1ページ目、2ページ目の「平成25年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧」になります。

それでは、各設置校から提出されました選定結果につきまして、ご説明を申し上げます。

千代田小学校からは、小学校第1学年から第4学年までは、全種目につきまして、通常学級で使用する教科用図書を使用するという申請となっております。第5学年、第6学年につきましては、全種目において、一般図書を使用したいという申請が提出されております。

次に、2枚目をご覧ください。中学校の設置校である麴町中学校からは、第1学年につきましては、全種目、通常学級使用の教科用図書、第2学年につきましては、種目によって一般図書を使用する。書写、社会の地理的分野、歴史的分野、地図、音楽、美術、保健体育、技術家庭につきましては、通常学級使用の教科用図書を使用するという申請が出されております。第3学年につきましては、現在の第2学年に在籍がございませんので、在籍なしということで、今回は特に選定の作業をしておりません。

今お話をしているそれぞれの学年につきましては、平成25年度の学年ということになります。次年度の学年ということです。

それぞれの学年の現在の在籍状況につきましては、14ページに、先ほどお示した資料3の一番下のところにお示しております。それぞれの学校が

一般図書を使用するという理由につきましては、5ページからの資料に示しております。

5ページにあるのは、小学校の第1学年ですので、すべて通常学級で使用する教科用図書を使用することとなります。選定理由については斜線となっています。

一般図書を選定した5年生につきましては、9ページをご覧ください。選定理由が記載されております。6年生につきましては、10ページに、それぞれ選定理由が記載されております。

また、同じように、一般図書を使用する麴町中学校の第2学年の選定理由につきましては、12ページに記載されております。

特別支援学級用教科用図書の選定についての説明は以上になります。

中川委員長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

神田一橋中学校に、支援級に準ずる形で、3年生が今度2、3人いると思うのですが、その方たちの教科書というのはどうなっているのでしょうか。

指導課長 通級指導学級に通級している生徒の場合につきましては、教科用図書については、通常学級と同じものを使用しています。今回の場合は、特別支援学級に在籍する子どもたちのための教科用図書の採択となります。

中川委員長 わかりました。

ほかに何か質問はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

中川委員長 それでは、質問がないようですので、平成25年度使用の九段中等教育学校後期課程教科用図書採択についてご説明をお願いいたします。

指導課長 それでは、九段中等教育学校の後期課程、いわゆる高等学校部分で使用する教科書の選定にかかわるご協議をお願いいたします。

中等教育学校の後期課程については、高等学校部分ということで、生徒の状況、学力の幅が各学校によって大きな差がございます。また、カリキュラム、いわゆる時間割りの編成についても多種多様となりますので、後期課程の教科書につきましては、学校長の権限で選定したものを教育委員会に報告をし、教育委員会の皆様に最終的には採択していただくという手続となっております。詳しくは、統括指導主事よりご説明させていただきます。

なお、本日は、九段中等教育学校の倉田校長先生と牧野副校長先生にもご出席いただいておりますので、ご承知おきいただければと思います。

統括指導主事 それでは、ご説明させていただきます。

資料としまして、「平成25年度使用九段中等教育学校の後期課程用教科用図書選定」という資料をご覧ください。

まず、九段中等教育学校後期課程の教科書採択の基本方針についてご説明申し上げます。

18ページをご覧ください。資料3になります。

中等教育学校の後期課程につきましては、学校の選定結果を総合的に判断

し、教育委員会が採択するということになっております。この後、選定作業につきまして、九段中等教育学校で行っていただきました。学校における選定作業についてご説明申し上げます。

19ページ、資料4にありますような設置要綱を学校において作成し、これに基づいて、資料5にあります選定委員会を学校内に設置し、選定作業を行ってまいりました。その結果につきまして、4ページをご覧ください。7月20日付、24千九中等発第409号をもちまして、教育委員会に、選定理由書とともに選定結果が提出されております。その選定結果をまとめたものが1ページ目から3ページ目にございます九段中等教育学校後期課程用教科用図書選定結果一覧ということになります。

それでは、選定結果一覧をご覧ください。

見ていただきますとおわかりのように、各教科、各科目別に選定した教科書名、そして使用学年が記載されております。科目、種目名の下に下線が引かれているところがございます。外国語や理科のところの下線が引かれておりますが、下線が引かれているものにつきましては、次年度、初めて本校において採択する科目ということになります。

また、備考欄に「替」という文字が1字入っている部分がございます。これにつきましては、前年度、つまり24年度、今年度使用している当該学年の当該科目の教科書から採択替えを行っているということを意味しております。

選定理由につきましては、5ページ目から記載がありますので、そちらのほうをご覧ください。

九段中等教育学校後期課程教科用図書の選定についての私からの説明は以上になります。

補足を学校からお願いいたします。

九段中等教育学校長

九段中等教育学校の校長、倉田でございます。よろしくお願いたします。

ただいま諸角統括指導主事から本校の教科書選定について概略の説明をしていただきました。内容については、説明のあったとおりでございます。私の説明の後、後期課程副校長の牧野から若干の補足をさせていただければと思っております。

まず、私からは調査研究についてと、選定の概要について簡単に説明させていただきます。

調査研究につきましては、各教科とも学習指導要領の目標を踏まえながら、東京都教育委員会が作成した高等学校用教科調査研究資料、これを活用し、調査研究を行ってきました。

選定につきましては、その調査研究の結果及び本校生徒の実態、これを踏まえまして、文部科学省が示しています平成25年度高等学校用教科目録の中から、本校の指導内容、方法に照らし合わせ、教育効果が期待できるものという視点の中で選定をさせていただいたものでございます。それが先ほど諸

角統括指導主事からご説明のあった選定結果一覧及び資料2でお示しをいたしました理由書になっている部分でございます。

特に、資料2につきましては、わかりづらい部分もありますので、この後、牧野副校長から補足の説明をさせていただきます。

九段中等教育学校副校長

副校長の牧野でございます。

それでは、5ページからの資料2につきまして説明をさせていただきます。

先ほど諸角統括指導主事のご説明にありましたように、学校として選定いたしました教科書の教科書名ですとか、それに対する使用学年、教科、科目、その教科書を選定した理由がそれぞれ書かれています。特に、選定理由については、記載のとおりでございますので、お読みいただければと存じます。

私の方は、この横置きの資料の左から5項目にあります「検定済年」というのが何種類か載っておりますので、このことを少し説明させていただきます。

先ほど倉田校長からもありました高等学校の教科書は、文部科学省の教科書目録から選ぶことになっております。ここに載っている教科書は、いわゆる検定済みと呼ばれるものですが、この検定は、高等学校学習指導要領に基づいて検定しているものでございます。高等学校の新しい学習指導要領が適用されるのが、来年度入学する1年生、本校で言いますと後期課程に当たりますので、4年生が新学習指導要領が適用される学年ということになります。したがって、この5ページからの選定理由書をご覧いただいて、使用学年が「4年」となっているところが、新しい学習指導要領の検定が文部科学省で済んでいるのが平成24年、もしくは、理科や数学につきましては、先行実施と申しまして、今年の4月から、理科や数学というのは新しい指導要領の教科書が適用されていますので、一部、平成23年のものが入っております。したがって、これについては、4年生か5年生の使用する教科書のところにこの数字が書かれていることとなります。

もう一つは、平成11年に文部省の告示にありました学習指導要領、いわゆる旧学習指導要領で、そのカリキュラムにのっとって学習いたしますのが、本校で言いますと、現在の5年生、6年生です。4年生を除く、それぞれ進級する来年の5年生、6年生につきましては、旧の学習指導要領の検定済みの教科書から選ばなければいけないこととなりますので、平成19年頃から15年あたりまでに検定済みになった教科書、ここから選んでいるということになります。

説明は、以上です。

中川委員長

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

市川委員

平成25年度から外国語は、3点採択替えがありますよね。英語に関しては、この資料によると、平成24年度に大幅に採択替えをしているんですけれ

ども、さらにその採択替えをするという理由はということなのでしょう
か。

近藤委員

全く同じ質問を今しようと思ったところなんですけれども、後期課程の教科書というのが、子どもたちの実態に応じて、学校長が責任を持って選択するというものですから、それ以上質問は基本的にはないんですけれども、今の資料を見てみると、市川委員からも指摘があったように、平成24年度、外国語全9冊の中で8冊が採択替えになっていますね。今年度は、9分の1、残ったところの採択と、そのほかの採択、外国語は今年度、数的には多くないんですが、この2年間でそっくり入れかわっている状況があります。このあたりは、一般的な視点で見たとき、違和感を感じるのですが、そのあたりご説明願えますか。

指導課長

基本的には、高等学校の教科書採択の考え方は、学習指導要領の年度進行というのがございます。高等学校の3年生が入学したときの学習指導要領に基づいて採択をしています。ですので、高校2年生、高校1年生と、それぞれ教科書を精査しながら、その学年に合った教科書を採択するというのが基本的な考え方です。

ただ、ご指摘のとおり、毎年採択をかえていくということは、表面上は多いというようなご印象を持たれるかと思います。これにつきましては、九段中等教育学校の方で生徒の実態に応じて採択替えをしていると私どもでは認識をしております。

なお、今年度、外国語につきましては、3科目が採択替えとなっておりますので、前年度の教科書も使いながらも、今年度新たに5年生、あるいは6年生については採択替えを行ったというものでございます。

なお、平成25年度使用の1年生につきましては、先ほど校長と副校長からご説明がありましたとおり、学習指導要領が完全に変わって移行されたので、改定後の科目になります。例えば、今までの学習指導要領で言いますと、「オーラルコミュニケーション」が科目としてございました。しかし、新しい学習指導要領におきましては、「コミュニケーション英語Ⅰ」というような形に、科目名、科目が変わっておりますので、下線につきましてはそのとおりでございます。

いずれにいたしましても、生徒の実態に応じて、またその年度のカリキュラム構成も全部トータル的に踏まえての選定という形になりますので、採択替えが、若干昨年度の場合は多かったのですが、今年度も若干多くなっているということでご理解いただければと思います。

中川委員長

他にいかがでしょうか。

市川委員

教科書それ自体を今、ここに存在して見ているわけではないのでよくわからないのですが、学習指導要領との兼ね合いでということであるならば、学習指導要領は今年変わったわけじゃないですよ。何かその辺りがすっきりしないので、何かほかに理由があるのかなという、合理的にほかにあるのかなという気がします。教科書ですから、気まぐれにこっちの方がよさそうだった

て、かえるはずはないと思っています。

ただ、私が去年採択替えのときに見て、はっきりとは覚えていないのですが、この英語の教科書の方がいいんじゃないかなと思ったことがあります。その辺りのことが少し頭に残ったので、質問しました。

特にそういう、今、指導課長の説明で、そのとおりであれば、それはそれなりに結構です。

中川委員長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

中川委員長 特にないようです。

議事の都合により、暫時休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

(休憩)

◎追加日程第1 議案

指導課

- (1) 『議案第29号』平成25年度使用 特別支援学級教科用図書採択
- (2) 『議案第30号』平成25年度使用 九段中等教育学校後期課程教科用図書採択

中川委員長 休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。

追加日程をお配りしますので、そのままお待ちください。

それでは、早速ですが、先ほど協議しました平成25年度使用、特別支援学級用教科用図書採択及び平成25年度使用、九段中等教育学校教科用図書採択の2件について、準備が整いましたので、本日の日程に議案として追加し、直ちに議題としたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、追加日程第1、議案に入ります。『議案29号』平成25年度使用、特別支援学級用教科用図書採択に入ります。指導課長より追加説明がありましたらお願いいたします。

指導課長 追加のご説明を申し上げます。

これからお願いいたしますのは、現在、千代田小学校と麴町中学校に設置されております特別支援学級で使用する教科用図書についてご判断いただくものです。

先ほどのご説明にもありましたように、学校教育法附則第9条及び当施行規則第139条の規定により、特別の教育課程による場合や、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適切でない場合は、それぞれの学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることになっております。特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達の状況は非常に多様でございますので、単年度ごとに子どもの発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるようにするというところで、1年ごとに採択をお願いしているところでございます。特別支援学級設置校で調査研

- 究した結果につきまして、選定候補一覧を議案として申請させていただいておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。
- 中川委員長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。
- （「なし」の声あり）
- 中川委員長 特にないようですので、議案第29号について採決します。
賛成の方は挙手をお願いいたします。
- （賛成者挙手）
- 中川委員長 全員賛成につき、決定することとします。
次に、『議案第30号』平成25年度使用、九段中等教育学校後期課程用教科用図書採択に入ります。
- 指導課長より、追加説明がありましたらお願いいたします。
- 指導課長 本議案は、中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の採択をお願いするものでございます。中等教育学校の後期課程、いわゆる高等学校で使用する教科用図書の選定は、都立高等学校の教育課程が生徒の実態に応じて非常に多岐にわたりますので、学校長の権限と責任で教科書を選定することとなっております。
- 先ほどご審議いただいたとおり、校長が選定したものを、この学校を設置する教育委員会が採択するという仕組みになっております。所定の手続を踏み選定したものを一覧として議案とさせていただいております。九段中等教育学校の特色ある教育課程、また生徒の実態に応じた教科用図書が選定されておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 中川委員長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。
- （「なし」の声あり）
- 中川委員長 それでは、特にないようですので、議案第30号について採決します。
賛成の方は挙手を願います。
- （賛成者挙手）
- 中川委員長 全員賛成につき、決定することといたします。

◎日程第3 報告

子ども総務課

- （１）平成25年度子ども・教育部予算編成方針（案）
- （２）移動教育委員会（9/11）

子ども支援課

- （１）千代田区児童手当等事務処理規則の全部改正について
- （２）千代田区児童育成手当条例施行規則の一部改正について
- （３）千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正について

指導課

(1) 緊急いじめの調査結果

(2) 音楽鑑賞教室の開催

図書・文化資源課

(1) 平成23年度 区立図書館運営評価について

中川委員長	それでは、日程第3、報告に入ります。
子ども総務課長	初めに、子ども総務課長より報告願います。
	それでは、議題でございます平成25年度子ども・教育部予算編成方針(案)について、そして移動教育委員会についてのご報告でございますが、順序を逆転して、先に移動教育委員会につきましてのご報告からさせていただきます。
	お手元の資料、次回の教育委員会の日程でございます。
	9月11日の火曜日の移動教育委員会、会場は神田一橋中学校を予定しております。
	時間は、12時50分にご集合いただきまして、歩いて神田一橋中学校までご移動をお願いいたします。
	通常は、視察、生徒会役員と意見交換した後、定例会でございますが、今回は、先に教育委員会の定例会を行わせていただき、75分間の定例会終了後、神田一橋中学校が標榜しております情報教育の推進の実態をご視察していただきたいと考えております。
	具体的には、ICT教育モデル教室をご覧いただくことを予定しております。また、その他の授業の観察をしていただければと思います。その後、移動していただきまして、神田一橋中学校の生徒会役員との懇談、意見交換をお願いいたしまして、移動教育委員会を終了したいと考えております。
子ども・教育部長	また、もしよろしければ、中学校の給食の試食、12時半ぐらいからでしたら用意ができるのですが、いかがいたしましょうか。
	実は、学校は、ぜひ委員の皆様には視察いただき、教育委員会をやられるなら給食を食べていただければという提案がありました。ただ、拘束時間が12時半から4時半まで4時間も拘束するものですから、いかがでしょうかと思っております。ただ、ここ1年くらい、給食試食をしていただけていないものですから、率直にお聞きしてみようかなと思っておりました。
中川委員長	わかりました。給食も学校によって特色がいろいろありますからね。委員の皆様、いかがいたしましょうか。
近藤委員	どちらでもというのが正直なところですよ。
市川委員	私は、やめておきます。
古川委員	私は、参加します。
中川委員長	それでは、都合のつく委員だけということで。
子ども総務課長	わかりました。それでは、ご用意させていただきますので、よろしく願いいたします。
	移動教育委員会につきましては以上でございます。

続きまして、平成25年度予算編成方針についてでございます。

資料にございますとおり、平成25年度の予算編成方針、区全体の方針につきましては、ご覧のとおり今年の7月24日付で既に明らかになっているところでございます。

その中で、基本的な考え方を2枚目にお示ししておりますが、基本方針の1つに、区政のあらゆる分野における「安全・安心」のさらなる確保に努めていくことも記載しております。

そして、3枚目に重点事項が3つございますが、重点事項の3点目に、次世代育成に関する取組を掲げております。保育園、学童クラブの待機児童ゼロ対策、児童虐待への対応、発達障害児対策、家庭の教育力向上、学校施設等の安全確保だけではなく、登下校時を含めたあらゆる場面での地域づくり、これは、今年の4、5月にありました通学路の交通事故に対する取り組みも含めましての通学路の交通安全対策を区としての重点事項として掲げたものでございます。

ここまでは区全体の予算編成方針でございまして、3ページ以降は、平成24年度の子ども・教育部、教育委員会の予算編成方針になり、最後のページは、部組織目標でございまして、予算編成方針と部の組織目標はイコールでございまして、この方針があつて、その方針に基づいて組織目標もイコールであつて、その組織目標を実現するための施策事項を具体的に書いていくということで、平成24年度の取り組みについてご紹介させていただきました。

当然、平成25年は、平成24年度の取り組みよりさらにより取り組みをしていかななくてはならないところで、今日的な課題についてもいろいろとご指導いただきたいと思っております。次回以降の教育委員会でいろいろとご意見をちょうだいできればと考えておまして、本日は報告のみとさせていただきます。

中川委員長

これにつきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

近藤委員

資料の中で、「平成24年度 子ども・教育部の予算編成方針」で、一番最初の黒ポチ、個性を伸ばし、生きる力を育む教育の推進という部分の、さらにその白丸の上2つのところですが、この前も一回報告をいただいた学校選択制の問題ですね。千代田の場合には九段中等教育学校があるから、選択はやむを得ないというような認識でのスタートから、今、多少偏りが出つつあつて、どうしようかと考えているということを私どもに報告いただきました。

そういうことも絡んで、在来中学校の教育力をいかに高めるかということにやっぱり予算をかけてもらいたいと思っております。そういう面では、この一番上の白丸、「小学校における部分的教科担任の活用、中学校における少人数指導などをより一層推進」という少人数指導ということ、単に人数を少なくということではなくて、もっと踏み込んで、習熟度別を徹底してやるとか、そのための教員配置を、区の枠を使って教員を確保して、習熟度学習

を徹底してやっていただきたいと思っています。

少なくとも私が経験したレベルでは、子どもたちや親御さんのニーズというのは、かなり習熟度に向かっている部分、意識が高いものがあると思っています。習熟というのは、能力別の指導とは違いますから、そのあたりをしっかりと把握をされて、習熟に向けて、それが学校の特色であるというふうに麴町中学校も神田一橋中学校も進んでいっていただきたいなと思っています。

さらに突っ込んだ言い方をすると、中学校の校長先生は、人事のことに子どもが口出しをすることはもちろんあってはならないことだと思いますけれども、そういう意味ではなくて、今年度から新たな方お1人が加わられたわけですから、ぜひ次回そういうチャンスがあるときには、習熟指導にたけた管理職を呼んできていただいて、そのあたりを徹底して習熟に取り組むというような形をとっていただきたいなと思います。

中川委員長
子ども・教育部長

ありがとうございました。

この資料は、平成25年度予算編成方針とともに、後ろについているのが平成24年度で、これから25年度版として、後づけをする予定でございます。ただいまのご意見を十分踏まえた形で内部で検討し、また委員の皆様にご提示をし、ご意見をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

中川委員長
教 育 長

はい。

今ご提案がありましたけれども、次回までに来年度こんな取り組みをしたらどうかとか、今やっている取り組みの充実だとか、改定だとか、ぜひそういったご意見をいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

中川委員長

はい。わかりました。

ということで、それは次回でということですね。

あとはいかがでしょう。

古 川 委 員

今年の区の方針で、次世代育成に関する取り組みの中の家庭の教育力の向上があつて、平成24年度の管理シートの中にスクールライフ・サポーターのことも出ていますが、そこに家庭の教育力向上も応援しているとあります。スクールライフ・サポーターの方々に入っていていただいて、私個人的にはとてもメリットがあつて、意義があると思っています。そこで、今年度は2年目なのですが、保護者に対してかかわり合いが持てているのか、深まっているのか気になっています。

指 導 課 長

スクールライフ・サポーター事業が始まりまして2年目で、2年連続でお勤めいただいているスクールライフ・サポーターの方たちのお声を聞きますと、ようやく先生方との信頼関係といいますか、関係性が充実してきたと。1年目はやはり関係性を築くのに時間を要するという中で、保護者との連携というのは、当然学校は保護者会だとかで紹介をしたり、話をしていたりだとかしていますが、やはり子どもが授業をしているところでの活動が主となりますので、保護者と接する時間はそんなに多くはございません。た

だ、2年目になりますと、逆に保護者との信頼関係も構築するようにできてきておりますので、2年目の方々からは保護者とこんな話をしたというような声は、7月に行われた連絡会の中では出されております。この事業が、3年目、4年目になっていく中で、さらに増えていくと思います。

中川委員長

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

中川委員長
子ども支援課長

特にないようなので、子ども支援課長より報告をお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、千代田区児童手当等事務処理規則の全部改正、千代田区児童育成手当条例施行規則及び千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。

まず、それぞれの改正理由でございます。

児童手当等事務処理規則の全部改正でございますが、児童手当法の一部を改正する法律の施行により、児童手当の支給等に関する規則について、所要の改正及び権限委任に関する規定の整備のため、この規則の全部改正を行います。

主な内容でございますが、まず1点目に、児童手当に係る寄附を受ける場合、新旧対照表の第13条及び学校給食等の費用を児童手当から徴収する場合の手續の第14条を設けるものでございます。

2点目は、児童が児童養護施設等に入所している場合の支給申請の様式を定めるものでございます。様式は、省略させていただいてはいるんですが、一般の方々の支給申請に、当該施設の設置者からの申請を受けられることが追加になっております。

3点目は、既に定まっております区長の権限に属する事務の委任等に関する規則及び千代田区教育委員会の権限委任に関する規則により、従前の規則で規定されていた委任に関する規則を削除するものでございます。

具体的な内容としましては、新旧対照表の第3条を記載のとおり削除するといったものです。既に両規則がございますので、必要がないので、削除させていただきました。

なお、規則の本籍については、区長部局のままであるため、改正の中はそれぞれ主語が区長でございます。この区長を教育長に読みかえて、各様式は使用していくということでございます。

2点目の児童育成手当条例施行規則の一部改正につきましては、「父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による保護命令を受けた児童」が支給対象に加わる規定を盛り込んだものでございます。

3点目、親家庭等の医療費の助成に関する条例規則の一部改正でございます。

まず、1番目の改正でございますけれども、これも児童育成手当条例施行規則の一部改正と同じように、「父又は母が配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律による保護命令を受けた児童」について支給対象になったことを事項として盛り込んだものです。

2点目としましては、税制改正に伴う所得制限についての児童扶養手当制度に準拠ということで、16歳以上19歳未満の扶養親族は、特定扶養控除の上乗せ部分が、廃止後も、従前と同様、加算できる措置を盛り込んだものでございます。

3点目としましては、外来療養の高額療養費の現物給付化の導入に伴う医療証様式の改正でございます。これについては、健康保険法施行令等の一部改正により、高額療養費の現物給付化が、従来の入院療養に加えて外来療養についても導入されたことから、従前の医療証様式の裏面にその旨を謳ったものでございます。

内容については、それぞれの新旧対照表をご参照ください。

施行期日については、児童手当等事務処理規則の全部改正については、平成24年4月1日から適用、児童育成手当条例施行規則の一部改正については、平成24年8月1日からの適用、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正につきましては、公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用でございます。ただし、改正後の規則別表第3、第1号様式云々につきましては、平成25年1月1日からの施行でございます。

説明は以上でございます。

中川委員長

説明が終わりました。何かご質問がありましたら、お願いいたします。

一番初めのページですけれども、「児童手当に係る寄附を受ける場合」の、この「寄附」というのは、具体的にはどういうことでしょうか。

子ども支援課長

一度支給を受けて、何かのために使ってくださいと区に返却される方という意味でございます。件数はそれほど多くないんですけども、年に数十件くらいございます。

中川委員長

わかりました。

いかがでしょう、ほかには何か質問はございますか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

他にないようですので、次に、指導課長より報告をお願いいたします。

指導課長

まず1点目、緊急いじめ調査の結果についてでございます。

この調査は、平成24年7月17日から20日までの間に行ったもので、1学期終了間際に行ったものです。大津市のいじめを受けて、改めて学校のいじめの実態を調査を行いました。

対象は、千代田区立学校の全児童・生徒を対象としております。

調査結果につきましては資料のとおりでございまして、設問1から設問4まででございます。各学校何件回答してきているかというものでございます。

設問1、調査でいじめと認知した件数につきましては、小学校が3件、中学校・中等教育学校が12件、計15件でございます。

設問2、そのうち、所管の教育委員会に既に報告している件数としましては、小学校は0件、中学校・中等は8件、計8件でございます。

設問3、こちらはいじめの疑いがあると思われる、認知件数ではなくて、新たにいじめと思われる件数について挙げていただきました。小学校につき

ましては、全部で17件、中学校・中等教育学校では25件、区全体では42件という相当大きい数になっております。

設問4、それぞれの対応ということで、(1)が特段の対応なしが0件でございます。必ず対応しているということです。

(2)が保護者に状況等について連絡をしている、これが小学校2件、中学校6件、計8件でございます。

(3)教員等が状況把握を含め対応中であるというものは、小学校16件、中学校・中等教育学校が24件、区全体では40件でございます。

その他につきましては0件でございます。

以上がご回答いただいた学校ごとの件数でございます。

本来は、7月24日の教育委員会に報告できればよかったですけれど、その後、各学校に聞き取りを行いまして、どんな内容かというものが裏面に記載しているものでございます。

大きく分類してまとめました。いじめの態様ということで、仲間はずれが、小学校7件、中学校・中等教育が1件、計8件でございます。友達とのトラブルが合計10件、悪口を言われたというのが合計26件、ネット・携帯関係が合計2件、暴力が合計2件、その他が合計9件となっております。

その下に考察が書いてあります。特徴的なことは、小学校の場合は、仲間はずれや友達とのトラブルが多いのに対して、中学校に入りますと、悪口が非常に多いです。暴力が2件とございますけれども、けがをしたりだとかには至ってはいないものでございます。

なお、その他につきましては、9件と多いのですが、こちらの内容は、無視だとか物隠しだとか、あるいは自分自身が心配で、周りはそのなでもなかったというようなことが挙げられております。

今後の対応としましては、案でございますが、6点ほど挙げております。

1点目が中学校版スクール・ライフ・サポーターの派遣でございます。小学校の場合には、地域の人材だとかの活用でしたけれども、中学生の場合は、余り歳が離れていますとなかなか心を開けないということで、より年齢が近い人を想定しております。

2点目が教員研修の充実です。これまでも教員はいじめに対してさまざまな研修をしてきておりますが、改めていじめに対するチェックリストの活用だとか、いじめが起きたときの処置対応だとかというようなことの研修を充実させていきたいと思っております。

3点目が保護者向けいじめ対策事業ということで、児童・家庭支援センターとの協力・連携をしながら、保護者への講演会の実施とか、あるいはリーフレットの配布等も考えております。

4点目が健全育成サポートチームの充実です。耳なれない言葉かもしれませんが、これは学校が何か問題行動等が起きたときに、すぐに関係諸機関の方たちを招集して、サポートチームを立ち上げてというもので、これを年度当初に、あらかじめ何かあったらすぐ集まりましょうという顔合わせをして

において、いじめ等も含めて、学校とできればということで記載しております。

5点目が教育委員会への報告の迅速化ということで、例年、事故報告をさせていただいているかと思えます。それに加えて、いじめの認知件数、あるいは対応状況等につきましても、ご報告をさせていただければと思っております。具体的には、来月、生活指導主任が一堂に集まりまして情報交換をする場がございます。そこで各学校のいじめの状況について報告をしていただき、教育委員会でご報告をするというものでございます。

最後の6点目ですが、年2回実施しております青少年問題協議会、青少年委員の方だとか区民の方たちが集まる会議でございます。そこでもきちんとご報告を申し上げ、区民の方からもいじめに対する本区の取り組み等につきましてもご意見をいただければと思っております。

以上、6点、今後の対応ということで、案という形で今現在検討しているところでございます。

報告は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

それでは、この件に関しまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

古川委員

いじめの調査結果を見せていただいたのですが、0件の小学校が3校あって、これはそのまま受けてよろしいのでしょうか。0件だと逆に心配なのですが。

指導課長

調査時点では0件という回答がありますが、いじめの疑いがあると思われる件数についても、内在的にあると考えていた方が良いと思います。そのために、各学校においては、早期発見というような指導は、教育委員会指導課から進めてまいりたいと思っております。

いつでも、どこでも、だれにでも起こり得るものだという認識のもと、今後も対応してまいりたいと思えます。

古川委員

学校から定期的にいじめの報告をいただいておりますが、学校によって件数に差があるのでしょうか。それとも時期によって違ってきたりするのでしょうか。

指導課長

それは状況によりますので、どこの学校が多いとか、少ないとかというのは一概に言うことはできません。その時期によって、その学校が、件数が多くなってしまうこともあれば、落ちついてくる場合もあります。ですので、先ほど申し上げましたように、いつでも起こり得るものだ、どこでも起こり得るものだという考えを、教育委員会も学校も対応していかなければならないと思っております。

古川委員

今言ったことかというと、いじめの内容ですが、中学校のネット関係が0件になっているんですが、0件というのはちょっとぴんとこないのですが。きっとあるのではないかなと思うのですが。

指導課長

0件という数字を正直にとらえるということも大事だと思いますが、多感

な時期の中学生が、アンケート等で正直にお答えいただければいいんでしょうけれども、お答えいただけない場合もあるということ想定し、今の中学生の実態からしますと、携帯電話でのインターネット環境の利用だとかということ考えれば、十分想定しながら、ご指摘のとおり対応していかなければならないと思っております。

古川委員
子ども・教育部長

ありがとうございます。

アンケートだけなものですから、この数字のとおりと考えるのはなかなか難しいと思います。

古川委員

そうですね。

今後の対応のところですが、中学校版スクール・ライフ・サポーターの派遣は来年度からということで、もし機能したら、すごく期待をしたいなとは思っております。

指導課長

できれば早目に大学生等を、年齢の近い者を中学校に入れていきたいなと思っておりますが、人を集めるだとか、大学との話だとかがありますので、目途としては来年度以降の導入を考えております。なるべく速やかに進めてまいりたいと思っております。

古川委員
中川委員長

ありがとうございます。

アンケート用紙ですが、規定のひな形に学校長の裁量で、文言や何かを少し変えたりとかいうお話があったようで、学校によってアンケートの様式が少し違っているかと思うのですが、生のもののアンケートを後で見せていただくことはできますでしょうか。

指導課長

今現在、学校からどのようなアンケート用紙を使っているのかということ、十分把握はしていないところなので、サンプル的なものは後でお見せることはできます。

校長からの報告によりますと、小学校ですが、副校長が自分たちでこういうアンケートを共通してつくりましょうというようなことで、ひな形を学校間で共有しながら、ただし校長の判断で、いや、この点についてももう少し聞きましょうというようなことはあろうかと思えます。

教育委員会の報告に関しましては、報告内容が、以上の設問1から設問4でございますので、そちらの回答だけはいただいております。後ほど、サンプル的なものにつきましてはお見せすることは可能です。

中川委員長

あと1点よろしいでしょうか。さきほど生活指導の先生方が情報交換しているというお話がありましたが、各学校でいろいろいい取り組みをやっていらっしゃると思います。私たちも学校公開のときに、この間、九段小学校の公開のときですが、道徳の授業がありました。いじめをテーマにしました。それが各先生の裁量なのかわかりませんが、いろんなことをやっけていまして、クラスごとに、そのクラスの保護者が自分の経験を子どもたちに語っていたりと、とても良いことをやっているなと思えました。

それから、小学校3年生で、メールでのいじめのビデオを見せたりしていて、3年生でこんなやるのかしらと思いましたが、そういうことも必要な

のかかもしれません。そういう良いことをやっているのです、もしかしたら、生活指導の先生方ではやっていらっしゃるかもしれないけど、学校間の情報交換を大規模にやってもいいのではないかなと思いました。

指導課長

道徳の授業あるいは生活指導上の指導の内容につきましては、委員長がおっしゃられたとおり、生活指導主任だとかあるいは道徳主任だとかが情報交換をしながら、いい実践例を共有しているということはなさっております。

ただ、代表的な形でのというのは、まだ十分ではないのですけれども、例えば九段小学校におきましては、人権尊重に関して研究を進めている学校でございます。ですので、その研究の成果ということで、研究発表会だとかの形で広く広めていくという取り組みをしておりますので、今後の取り組みがさらに充実していくかと思っております。

また、道徳の授業につきましては、区の施策として、心の教育コーディネーターの派遣というのも行っております。道徳教育に精通された、退職された校長先生や大学の先生を各学校に派遣しまして、道徳の内容について授業参観をし、担任に指導をして、もっとこういうふうにした方が良いよなんていうようなアドバイスをさせていただいております。基本的には、授業は単に教科担任等が行うのですけれども、そういう形での支援は教育委員会ですしておりますので、さらにこの取り組みが充実していくように、委員長のご指摘のとおり、もっと学校間での共有化を進めてまいりたいと思っております。

中川委員長

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、次をお願いいたします。

指導課長

続きまして、(2)の音楽鑑賞教室の開催についてご報告申し上げます。

「平成24年度音楽鑑賞教室実施について」の資料をご覧ください。

生演奏を直接鑑賞することを通して、子どもたちの情操を豊かにしたいというのが大きな目的でございます。

期日が、平成24年9月11日火曜日の13時30分になってございます。実は、移動教育委員会と重なっております、本年度は委員の皆様のご参加が難しい状況になっております。こちらも鋭意努力をして日程調整をしたところなんですけれども、4番に書いてありますように、東京都交響楽団との調整もございまして、この日になってしまいましたことを深くおわび申し上げたいと思っております。

会場につきましては、例年行われております東京芸術劇場のコンサートホールでございます。

曲目につきましては記載のとおりで、対象学年は小学校の6年生、中学校の1年生、中等教育学校の1年生で行ってまいりたいと思っております。

報告は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

それでは、図書・文化資源課長より報告をお願いいたします。

本日は、区立図書館の平成23年度運営評価につきましてご報告をいたします。

報告書といたしまして、本日、黄色い冊子を2点、お手元にお配りしてございます。まず1点目が、平成23年度千代田区立図書館運営評価でございます。こちらは、図書・文化資源課で、区として1年間の図書運営に係る評価を総合的に行ったものでございます。

もう1点は、平成23年度千代田区図書館評議会、評議結果報告でございます。これは第三者機関でございます千代田区図書館評議会によって、図書館運営の運営サービスについて評価を行ったものでございます。

いずれの冊子もかなりボリュームがございますので、本日は図書館運営評価の仕組みと、平成23年度総合評価の概要をまとめましたA4縦判の資料を1枚、お手元のほうにご用意させていただきました。この資料に基づき、平成23年度の図書館運営評価の概要をご報告させていただきたいと思っております。

千代田区では、平成19年度から、区立図書館の運営に指定管理者制度を導入して以来、適切に図書館運営が行われるよう、4つの観点による評価制度を導入し、評価結果を図書館運営のさらなる改善に役立てております。

まずは、図書館運営評価の仕組みでございますが、資料の上段、図書館運営評価の仕組みの図をご覧くださいければと思います。

4つの観点による図書館評価制度としまして、まずは指定管理者による評価制度が2点ございます。1点目は運営上の目標値達成度評価でございます。これは、毎年、区と指定管理者の協議に基づきまして、重点的に取り組むべき事業を選定しまして、パフォーマンス指標や達成目標値を定め、それをどの程度達成できたかという評価でございます。2点目といたしまして、指定管理者自身が自主的に行う自主的評価でございます。これはアンケート形式による利用者満足度調査や、インタビュー形式による利用者からのヒアリング調査等によるものでございます。

次に、区による評価としまして、図書館行政担当者による定常的評価を行っています。図書フロアやカウンターにおける接客状況、勤務態度、良好な図書館環境の維持など、業務品質につきまして、観察を月1回行ってございます。また、毎月、指定管理者から月例報告を受け、定期的に月1回協議を行い、運営状況の点検評価も行っております。

4点目が、第三者機関、千代田区図書館評議会による評価でございます。これは区民、有識者、図書館情報の専門家など、図書館関係者からなる図書館評議会の委員の皆様が、毎年、具体的にテーマを設定いたしまして、図書館から資料提出を求めたり、またはインタビュー等を行い、評価を行っているものでございます。

今回、日比谷図書文化館につきましては、平成23年11月にオープンしたばかりですので、今回の23年度評価の対象とはなっておりません。

これらの4つの観点からの評価を受けまして、最終的に区として総合評価を行い、区立図書館運営のさらなる改善に役立てているところでござい

す。

平成23年度の総合評価の概要ですが、資料中段の一覧表をご覧ください。

千代田図書館・四番町図書館・昌平まちかど図書館・神田まちかど図書館の4館を運営している指定管理者、ヴィアックス・SPSグループに対する総合評価の概要でございます。

平成23年度は、東日本大震災に伴う区の節電対策の一環としまして、臨時休館、開館時間短縮、具体的に言いますと、千代田図書館の売りでございます平日夜10時までやっておりましたけれども、節電対策としまして、閉館時間を午後5時に繰り上げておりました。さらには、四番町図書館につきましては、5カ月に及ぶ改修工事を行いましたので、その影響を受けまして、来館者数が、平成22年度は約130万人おりましたけれども、平成23年度は100万人と、前年に比べて30万人減少しております。しかしながら、引き続き高い利用者満足度を得ており、高く評価しているところでございます。さらに、引き続き高い利用者満足度を得るため、指定管理者3社によるコンソーシアムとしての総合力を高めることを期待しております。

図書館サービスにつきましては、評価の得やすいサービスを選択するような傾向がございますが、そのようなことをせずに、年代や目的が異なるさまざまな利用者が気持ちよく利用してもらうための工夫に力を注ぐことが重要であると評価しております。

それから、特に東日本大震災被災者支援活動としまして、区の政策を理解し、迅速かつ柔軟に対応していただきましたことにつきましては、大変高く評価しております。具体的には、避難所となりました旧グランドプリンスホテル赤坂への出張図書館サービス、コンシェルジュの派遣、語りの会の開催など、図書館が独自に取り組んだ事業について評価をしたものでございます。

最後に、千代田図書館が、平成23年度をもって指定管理期間、1期目が終了しました。課題はあるものの、全体的な基盤整備は進んだものと評価しております。平成24年度からは2期目となりまして、これまでの高い利用者満足度に安心することなく、一層の発展と充実を期待しているという評価をしております。

次に、昨年11月にオープンしました日比谷図書文化館でございます。

こちらは、日比谷ルネッサンスグループと申しまして、表示でございます指定管理者5社によるコンソーシアムの運営によっております。日比谷図書文化館は、開館したばかりのため、職員の習熟度不足による利用者からの意見、苦情が多く寄せられたり、また、区への月次報告がおくれるなど、改善しなければならない課題が多々ございました。しかしながら、サービスにつきましては、利用者満足度、目標値を80%に設定しておりましたが、それを超える高い利用者満足度を得ており、この点は評価をしております。が、事務処理におきまして改善が必要な課題が多くあり、具体的な対策を図る必要があると評価しております。

また、来館者数は、都立時代に比較して伸び悩んでおります。館の認知度を上げるため、効果・効率的な広報体制の確立を求めています。

平成23年度の反省を踏まえ、一体感のある組織運営のもと、指定管理者5社のコンソーシアムによる総合力の発揮をすることを期待しております。

図書館サービスにつきましては、蔵書構築に重点的に取り組む必要があります。策定した日比谷図書文化館蔵書収集方針に基づき、蔵書整備計画を策定し、着実かつ計画的な蔵書の充実を期待しております。

総合評価の概要は以上でございます。

なお、お手元には、各指定管理者がまとめました平成23年度の年報を、2件、昨年までは1件でございましたけれど、今回は日比谷が加わりましたので、2件お配りしております。

区では、各指定管理者に対しまして、図書館の運営状況を定期的に報告するように義務づけております。1年間の事業実績などをわかりやすく取りまとめたものとして、平成23年度の年報を指定管理者が発行されております。この年報は、蔵書数など、各種統計データを初め、指定管理者がこの年にどのような事業を行ったのか、写真とともに詳しく紹介しております。また、利用者アンケートの集計結果などを掲載しているほか、区の総合評価とともに指定管理者による運営改善に向けた取り組み方針も掲載しています。

年報は限られた部数しかございませんけれども、図書館のホームページでもご覧いただけるほか、千代田図書館の売りとしております千代田Web図書の資料としても取り扱いをしているところでございます。

報告は以上でございます。

ありがとうございました。

ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中川委員長

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 中央教育審議会教育振興基本計画部会に係るご意見等の募集について

(2) 「九段中等教育学校連絡橋の設置」反対に関する要望書について

中川委員長

それでは、その他の報告事項に入ります。

それでは、各課長よりお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課から2件、情報提供をさせていただきます。

まず1点目は、中央教育審議会教育振興基本計画部会に係るご意見等の募集についてでございます。これは特別区の教育長会を通じまして、文部科学省から情報提供があったものでございます。これは何かと申しますと、教育振興基本計画というものが、平成20年度に、我が国制度初めて、5カ年計画のものが策定されました。この策定期間が、平成24年度末をもって終了いたします。現在、第2期の教育振興基本計画を策定中でございまして、その審

議経過の途中経過をお知らせするものでございます。これについては、何かご意見あるいはご提言があれば、ぜひ文科省までどうぞといったようなお知らせが来ております。

一言、補足説明いたしますと、これは中央教育審議会が考えております教育施策各般にかかわります現状と課題認識を整理したものが全て入っているものでございますので、ご参考になればということで資料を用意させていただきました。

もう1点ございます。「九段中等教育学校連絡橋の設置」反対に関する要望書についてでございます。「再提出」と書いてありますが、この件につきましては、今年の2月にも同様の要望書が、同じ団体から区長、教育委員会、学校長に出されたものでございますが、改めてこの8月になりまして、各区長、議長と教育委員長には自宅に配達証明つき郵便という形で要望書が届いております。

内容は、2月の要望を受けて、区の考え方を先方にお伝えしたところでございますが、それに対するまたさらなる反論ということで、なかなかご理解いただけないという状況にあるということをお伝えするところでございます。

報告は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

これについて何かご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

中川委員長

それでは、教育委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声)

中川委員長

では、特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。